

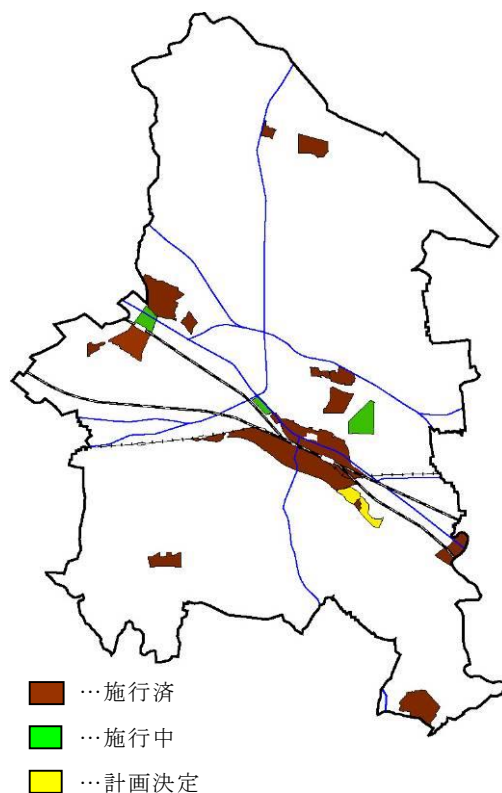
第5章 市街地開発事業

1 土地区画整理事業

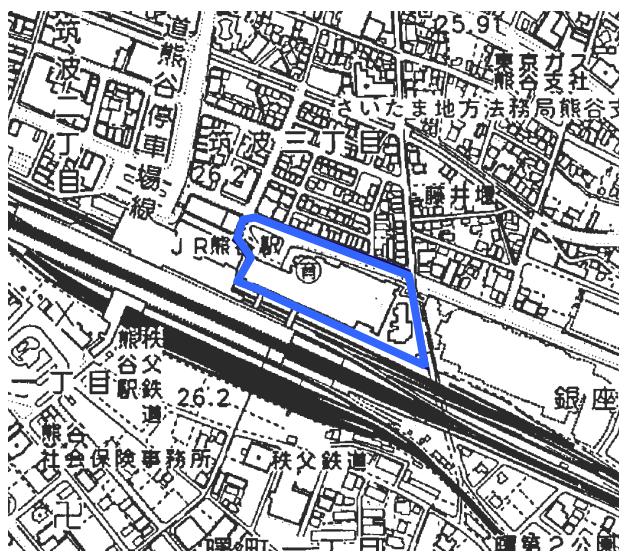
土地区画整理事業は、道路・公園等の公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図る上できわめて効率的な事業であり、総合的なまちづくりを行うことができます。

熊谷市の土地区画整理事業の状況は、昭和12年に熊谷第一土地区画整理事業が着手されたのをはじめとして、現在までに23地区（約782.0ha）で事業が完了し、3地区（約94.8ha）で事業を施行しています。

（土地区画整理事業一覧 資料編）



2 市街地再開発事業



市街地再開発事業は、低層で老朽化した建物が密集し、公共施設が不足していることなどにより生活環境が悪化した市街地において、敷地の共同利用、高度利用により、建築物の不燃化、共同化を行うとともに、道路、駅前広場等のオープンスペースを確保し、快適なまちにつくりかえる事業です。

熊谷市では、熊谷駅前において、土地が低密利用となっていた熊谷駅東地区を、市街地再開発事業により整備することを平成13年1月に都市計画決定し、平成15年5月に施設建築物の建築に着手、平成16年11月に竣工しました。

■ 市街地再開発事業

名 称	面 積	最終告示年月日・番号
熊谷駅東地区第一種市街地再開発事業	約1.5ha	平成14年1月11日 熊谷市告示（乙）第5号